

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 22 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

1 令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分			監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの※	未措置
			A	B	C	A－B－C
団 体	指摘事項	出資・出捐団体	8	0	1	7
		補助金等交付団体	4	0	0	4
		指 定 管 理 者	8	0	0	8
	計		20	0	1	19
	指導事項	出資・出捐団体	3	0	1	2
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	3	0	0	3
	計		6	0	1	5
	検討事項	出資・出捐団体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		0	0	0	0
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	4	0	0	4
		指 定 管 理 者	5	0	0	5
	計		10	0	0	10
	指導事項	出資・出捐団体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	2	0	0	2
	計		2	0	0	2
	検討事項	出資・出捐団体	0	－	－	－
		補助金等交付団体	0	－	－	－
		指 定 管 理 者	0	－	－	－
	計		0	0	0	0
合 計			38	0	2	36

※「今回措置を講じたもの」については、令和7年3月31日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般社団法人 岐阜県農畜産公社	農政課	令和5年度の決算において、一部職員について勸奨定年支給率（会社都合支給率）にて期末要支給額を算定していたことにより、退職給付引当金及び退職給付引当資産をそれぞれ 44,059,566 円としていたので、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 当該事案は、令和5年度から2年に1歳ずつ定年引き上げになったことに伴い、定年が1年延長となった職員について、自己都合支給率を用いて退職給付引当金を計上すべきところを、翌年度に定年退職となることが明確であることから、定年退職者と同様に、勸奨定年支給率を用いて算定して差し支えないと誤って判断したことが原因である。 今後は、各職員の退職理由に応じた支給率を正しく適用できるよう、新たな制度が開始される際は特に留意し、確認を行うことで再発防止に努める。

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
一般社団法人 岐阜県農畜産公社	農政課	岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場で使用する肥料の売買契約に係る検査事務において、検査調書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 当該事案は、岐阜県会計規則の規定により、契約金額が100万円を超えるものについて、検査調書を作成しなければならなかったところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えられるものと誤った認識により検査を行っていたことが原因である。 今後は、検査担当者のみならず、会計事務担当者、会計事務の承認者・決裁権者にも周知徹底することにより、再発防止に努める。